

## 前回監視円卓会議における御指摘事項について (廃安定器の仕分け関係)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

### 1. 保管されている廃安定器へのPCB不使用のものの混入等

これまでの当社の処理に関わる情報等により、保管されている廃安定器の中には、PCBを使用した安定器ではない「PCB不使用安定器」、及びPCBを封入したコンデンサー部分を安定器本体部分から安全に取り外せる可能性があるにもかかわらず取り外しをしていない「コンデンサー外付け型安定器」が一定量含まれていることが分かっており、特に大量に保管している事業者においては留意していただきたい点です。

保管事業者においては、排出事業者責任における処理対象物の適正化の観点から、廃安定器については、保管場所での仕分け作業（「PCB不使用安定器」の分別作業及び「コンデンサー外付け型安定器」からのコンデンサー部分の取り外し作業）を行い、高濃度PCB廃棄物以外のものを取り除いていただくことが重要となります。

### 2. 仕分けの周知徹底等

しかし、搬入される廃安定器の中にPCB不使用のもの等が未だ確認されることから、仕分けに関する周知徹底を図るため、保管事業者向けの各種説明会の他、国又は自治体による各種会議（早期処理関係者連絡会、広域協議会等）、電気保安協会等のセミナー等の場を活用し、保管場所での仕分けの必要性、手順、処理費用負担低減効果などについてご説明し、ご理解とご協力をお願いしているところです。

また、大量保管者による仕分け作業の未実施は円滑な処理への影響が大きく、仕分け作業の実施による処理費用負担低減も十分に見込めることを考慮し、本年2月より、保管している安定器の総重量が500kg以上の保管事業者におかれては、保管現場での仕分け実施の有無、実施事業者名、削減量等を搬入荷姿登録申請書に記載いただくよう様式を変更し、さらに一層の仕分けについてのご理解とご協力をお願いしていくこととしております。

なお、既に弊社に搬入荷姿登録申請を済ませ、今後弊社と処理委託契約を締結する予定となっている保管事業者については、弊社が実施する当該申請書類の内容確認作業により処理費用の低減効果も見込めると判断した場合等は再仕分けをご要請させていただいており、これまでも幾つかの保管事業者にはご対応を頂いております。

ただし、すでに搬入荷姿登録を完了している保管事業者等の中には対応について難しい場合もあることなどから、JESCO事業所内においても仕分けを行うことで、処理対象物の適正化を図ります。

## 事業所内仕分けの作業イメージ（北九州 PCB 処理事業所）



ドラム缶中の廃安定器



作業員による仕分け作業



種類ごとに分別された廃安定器



コンデンサ外付け型安定器本体と  
そこから取り外されたコンデンサ